



募集

日帰り市民ハイキング

新緑の箱根山の自然を肌で感じ、心と体をリフレッシュ！市内在住・在勤の人ならだれでも応募できます。

とき / 5月17日(日)
 中央図書館駐車場 8:00集合
 市役所伊豆長岡庁舎駐車場 8:00集合
 市役所蘆山庁舎駐車場 8:30集合

行程 / 十国峠～日金山～姫の沢

定員 / 60人*応募多数の場合は抽選。抽選結果は4月下旬に発送予定。

参加料 / 1人800円(当日徴収。十国峠ケーブルカー運賃を含む)

申込み方法 / はがきまたは専用申込用紙(社会教育課で配付)で申し込み。はがきの場合『伊豆の国市日帰りハイキング申込み』と書いて、代表者氏名 参加者全員の住所、氏名(ふりがな)、性別、年齢、電話番号 バス乗車場所を書いて、下記へ郵送。はがき1枚で4人分申し込み可。



申込み締切 / 4月20日(月)必着
申込み・問合せ / 市役所社会教育課
 〒410 2292 長岡 346 1
 電話 055 948 1461

ソフトテニス教室

市ソフトテニス連盟では、ソフトテニス教室を開催。初心者・経験者を問わず、参加できます。ラケットのない人には無料で貸し出します。

日程 / 4月12日、19日、26日、5月4日、10日、17日、24日、31日、6月7日、14日、21日、28日(全12回、日曜日または祝日。いずれも13:00～16:00)

ところ / 狩野川リバーサイドパークテニスコート

参加資格 / 市内在住・在勤で18歳以上の人

定員 / 30人*先着順

参加料 / 2,000円(傷害保険料含む)

申込み方法 / 便箋などに、住所、氏名、性別、年齢、電話番号、経験の有無を書いて、下記へ(FAX可)。

申込み締切 / 4月12日(日)

申込み / 市役所社会教育課
 電話 055 948 1461



FAX 055 948 1470
問合せ / 伊豆の国市ソフトテニス連盟事務局 電話 090 4194 0634

田方農業高校開放講座

全5回の講座で、『園芸』『食品加工』について学ぶことができます。20歳以上の人ならだれでも受講可能。いずれも土曜日午前中に開催します。

日程 / 4月18日、5月23日、6月13日、9月12日、11月21日

ところ / 田方農業高校内

内容 / **園芸講座** 野菜や草花の育て方、庭木の剪定など
食品加工講座 マーマレード・イチゴジャム作りやロールパン作り、メロンパン作りなど

定員 / 各講座20人*申込み多数の場合は、公開抽選。

受講料 / 8,000円(全5回)

申込み方法 / 下記日程で受付を行います。必ず受講者本人が受講料と印鑑をご持参ください。

受付日程 / 4月11日(土)9:00～

受付場所 / 田方農業高校耕友会館

問合せ / 静岡県立田方農業高等学校 事務部 電話 055 978 2265



相談

ぶちゆめワーク

精神に障害をお持ちの人に『憩いの場』を提供。暮らしの中で生じる不安や心配ごとと一緒に考えます。

とき / 4月2日、9日、16日、23日、30日 木曜日 13:00～16:00

ところ / 大仁保健センター

内容 / レクゲーム、料理教室ほか

参加料 / 相談無料。活動内容により実費必要となります。新規希望者は事前にご連絡ください。

問合せ / 田方・ゆめワーク
 電話 0558 75 5600

東部県民生活センター 特別法律相談

弁護士相談(事前予約制)
とき / 第2・4・5火曜日と毎週木曜日
 いずれも13:30～16:00

司法書士相談(当日受け付け)
とき / 毎週水曜日 13:00～16:00

ところ / 東部県民生活センター
 (沼津市大手町1-1-3)

申込み・問合せ / 東部県民生活センター 電話 055 951 8205

田方教育会館「教育相談室」

いじめ、不登校、交友関係、進路や教師との関係など、相談無料。匿名可、秘密は厳守します。電話・面接どちらでも受け付けます。面接の場合は、事前にお電話ください。

とき / 毎週月～金曜日
 9:00～17:00
 (木曜日は13:00まで)

ところ / 田方教育会館内教育相談室

問合せ / 田方教育会館
 電話 0558 76 8228



その他

申請方法が変わりました 家庭用生ごみ処理機器 購入補助金

機器を購入予定の人は、購入前にクリーン課にお問い合わせください。

対象 / 市内に住民登録がある人

対象機器 / 機械式生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器 *EMぼかし用密閉容器は対象外です。

補助額 / 購入額の2分の1。ただし、機械式生ごみ処理機は30,000円、生ごみ堆肥化容器は3,000円が上限。

申請期間 / 4月1日(水)～平成22年3月1日(月)

- 申請から補助金交付までの流れ** /
- 【1】機器の購入前に補助金の交付申請書を市に提出
 - 【2】市から補助金の交付決定通知
 - 【3】機器を購入
 - 【4】実績報告書を市に提出
 - 【5】市から補助金の交付確定通知
 - 【6】請求書を市に提出
 - 【7】市から申請者の口座に入金
- 申請・問合せ** / 市役所クリーン課
 電話 055 949 6805

企業全体でエネルギー管理 省エネ法が変わります

省エネ法が改正され、これまでの工場・事業所ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。企業全体の年間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500リットル以上の場合、エネルギー使用量を国に届け出て、特定事業者等としての指定を受けなければなりません。特定事業者や特定連鎖事業者は、事業としてのエネルギー管理を行なうことが義務付けられます。

問合せ / 市役所環境政策課
 電話 055 949 6804



4月1日(水)～30日(木)に『団体登録申請書』を提出

*資源ごみ回収団体登録は、毎年登録申請が必要です。申請書等各種提出用紙は、クリーン課、各庁舎の市民サービス課にあります。

【対象】

市内に活動の拠点をもち、地域社会に貢献できる性格を持つ団体で、回収を自ら継続して実施できる団体。ただし、資源ごみの回収や処分を業とする団体は対象外。

【報奨金】

資源ごみ1グラム当たり6円(報奨金の10円未満の端数は切り捨て)

資源ごみ回収の 団体登録申請を

市では、資源ごみの再生利用の促進と循環型社会の意識を高めるため、資源ごみを回収する団体に『資源ごみ回収事業報奨金』を交付しています。

問合せ クリーン課
 電話 055 949 6805

報奨金の交付まで

団体登録の申請

クリーン課または各庁舎の市民サービス課に申請書提出。

資源ごみの回収

団体登録通知を受けてから活動を開始。回収した資源ごみは、回収業者へ引き渡し、計量票と回収実績個票を受領。

報奨金の請求

回収実績個票と計量票を三カ月ごとまとめて申請。報奨金の交付通知を受け取ってから、市に請求。

報奨金の受領

市から登録団体の口座に入金。

こんなときは

『国民健康保険』の 資格の届出を

次のような場合、必ず市役所に届出が必要です。勤務先では、国民健康保険に関する届出はしてくれませんが、必要書類を持って十四日以内に手続きしてください。

ケース ①

今まで国民健康保険に加入していて、就職して勤務先の社保に加入したとき
 社保に加入している人の扶養になったとき

ケース ②

社会保険に加入していたが、退職等で国保に加入するとき
 社保に加入している人の扶養から外れたとき

ケース ③

学()の保険証を持っていてこの三月に卒業し、社保に加入しない人

届出する人 本人または同じ世帯の人
 *別世帯の家族や、知人が手続きする場合は必ず委任状と身分証明書が必要。

持ち物

- 【ケース1 社保に加入する人】国保は喪失) 健康保険等加入連絡票または健康保険証、国民健康保険証、認め印、年金手帳
- 【ケース2 国保に加入する人】 健康保険脱退連絡票、年金証書(年金受給者のみ)、認め印、年金手帳
- 【ケース3 (学)で卒業後社保に加入しない人】 (伊豆の国市の国保は喪失) 国民健康保険証、認め印

届出先 国保年金課、大仁市民サービス課、蘆山市民サービス課

問合せ 国保年金課
 電話 055 948 2905